



過疎地の司法アクセスと司法書士（特集 田舎で開業しよう）

樫村, 志郎

(Citation)

月報司法書士, 419:4-13

(Issue Date)

2007-01

(Resource Type)

journal article

(Version)

Version of Record

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/90006518>



国民から司法書士という職能が信頼されるためには、司法書士が地域に根付き法的サービスを提供することが不可欠である。

司法制度改革の見直し期間が迫った今、司法過疎地で司法書士事務所を開業することの意義や日司連としての考え方を、そして、この分野での試行的な運用している司法書士会での実情と狙い、さらに、司法過疎地で開業して活躍している司法書士の開業話などから、司法書士が過疎地で開業する意味を考える特集とした。

(月報発行委員会)

過疎地の司法アクセスと司法書士

神戸大学大学院法学研究科教授

かしむら
檜村 志郎

1 「弁護士過疎」と

「司法過疎」

一〇年ほど前に始まった「司法改革」の結果、われわれの司法制度は大きな変化の真つただ中にある。法科大学院という新しい課程が始まった大学教育もそうであるが、司法と法律家のあり方には大きな変動が生じている。このことは、司法書士をはじめ法律実務に携わる人は、日々実感していることであろう。

司法という制度は安定性を尊重する。このため、「司法改革」の主要な目標とされたものは、比較的長い前史を持つている。それらは、二〇世紀末に突如生じた問題ではなく、法律家人口、国民の司法参加、法曹養成教育は、少なくとも理論的には、以前から議論されていた問題であった。それだけに、今次の「司法改革」は司法制度に対して大規模かつ根本的な変化をもたらす可能性があるものである。

「司法過疎」もまた、以前から指摘されていたものの、今次の「司法改革」の中で次第に強く意識されるようになってきた問題の一つである。こうした問題を適切に考えていくには、比較的長期にわたる視点をとる必要がある。また、「司法改革」が大規模かつ根本的な制度変革でありうるという事情から言う

と、「司法過疎」という問題も、司法にかかわる専門家の視点からばかりでなく、司法の主体としてクローズアップされてきた非専門家である国民の関与、あるいは、法のあり方の長期にわたる変化の方向にたてらして、考えてみる必要がある問題である。それでも、法曹人口、裁判員制度、実務法学教育等に比べると、「司法過疎」という問題は、比較的議論が少なかった問題である。「司法過疎」という言葉自体が、おそらくこの五年ほどの間に作られ、広まったものではなからうか。例えば、司法制

度改革審議会やその報告書では、「弁護士過疎」への言及はあるが、「司法過疎」という言葉は全くと言ってよいほど用いられなかった(注1)。このことは、弁護士の数と司法過疎という二つの問題が区別されていなかったことを示唆するのである。

確かに、「弁護士過疎」ないし「弁護士偏在」は、比較的に長く議論されてきた問題である。そして、弁護士の数が少数であることと弁護士事務所が都市に偏在していることは、司法過疎発生の大きな規定要因である。しかし、司法過疎は弁護士過疎と同一の問題ではない。次の三つの状況を考えてみればそれは理解できる。第一に、司法書士をはじめとして、弁護士以外にも、司法サービスを提供する専門家がある。だから、弁護士がサービスを提供できないときにも、他の専門家によるサービスの提供がなされれば、司法過疎という状態は発生しないだろう。

第二に、司法書士、弁護士その他の司法サービス専門家がいても、裁判所やその他の中立的紛争解決サービス(いわゆるADR)が不足していれば、司法過疎の状態が発生するだろう。第三に、ある地域内に司法書士も弁護士も十分にいないとしても、住民が他の地域(近隣の大都市)において司法サービスを手できるとすれば、司法過疎は発生していないことになる。

そこで、司法過疎の本質は、ある専門家がいらないということではなく、また、ある専門家に市民がアクセスできないということでもなく、より広く、司法というサービスが供給されないというサービスが供給されないということであると言うべきだろう。それは、地理的要因によってある地域における司法というサービスの機能の不足という状態が生じていることである。そして、司法過疎を生み出す原因を探索するためには、司法専門家のあり方、紛争解決サービス

のあり方、そして住民のサービス獲得能力等を検討しなければならない、ということになる。

では、なぜ、司法サービスの供給不足が生じるのだろうか。

この問題に答えることは、なぜ弁護士(や司法書士)の数が少ないのかという、より単純な問いに答えることよりも、かなり難しい。この問いに適切に答えるためには、今日の社会における専門家、法システム、社会(地方)システムのあり方を総合して見ていかなければならない。実際、今次の大司法改革の中で司法過疎という問題が、必ずしも正面切ってではない形で、おのずから問題として浮かび上がってきたということからは、地理的要因による司法サービスの供給不足という問題が、今日の司法の本質にかかわって生じる問題であることが推測される。

2 グローバル化と司法の制度疲労

今次の司法改革は、弁護士界、経済界、政治という三つの有力な階層が、同一の社会的課題を共有したことから生じたと言える。

周知の通り、弁護士を社会に対して代表する日弁連は、一九六〇年頃以降、裁判所・法務省とは、政治的には対立関係にあった。これは、一九六〇年頃に企てられた司法の改革―裁判の遅延に対処するため裁判官増員が主眼であった―の際に、日弁連が主張した法曹一元(裁判官を実務経験のある弁護士から採用しようという仕組み)が裁判所・検察・法務省によって拒絶されたことも一因であった。しかし、一九八〇年代後半には、日本経済の世界的発展を背景として日米経済摩擦がおき、その一部分として、主としてアメリカの弁護士の日本国内における業務参入を求める動きが起り、また、司法書士による司法サービス市場への参入拡大の要求も

見られるようになった。一九九

〇年五月に至り、危機感を強めた日弁連は「司法改革に関する宣言」を採択した(注2)。こうして、日弁連は、国内外における一般法律業務の独占を脅かす競争の存在を認識し、法の傘の下から出て、自己改革の試みへと促された。

経済界においても、経済の高度成長が一段落して(注3)、経済内部の調整が必要となってきたことへの一つの対応として、一九七〇年ごろには、企業法務部が企業に設けられるようになり、企業法務従事者の専門的交流団体として経営法友会が設立された。一九八〇年代の日米経済摩擦、経済のグローバル化を通じ、経済界は司法サービスの消費者の立場から、司法制度や法学教育制度への改革要求を強めていった。一九九〇年代における土地バブルの崩壊は、回収不能の多くの債権を生み出し、法利用の必要性の意識が高まっ

た。

政治においては、一九九七年に自由民主党に司法制度の調査組織ができ、その報告書の提出を受け、一九九九年に小渕内閣のもとで、政府に司法制度改革審議会が設置された。それまでも政府は民事訴訟法や民事再生法等一連の法改正により、司法制度の現代化の要請に対応してきたが、これにより、より高い見地から、司法制度全般を見直すことが政治課題となった。

この結果、弁護士、経済界、政治という三つの有力な政治的集団が、司法改革という課題を共有することになり、裁判所・検察・法務省という法専門職的アクターの動きに呼応することとなったが、これらさまざまなアクターの動きには、共通する力に動かされたと見られる部分も多い。それらの共通性は、仮に二つにまとめることができる。第一は、一九八〇年代を通じて激化した主としてアメリカと

の間における経済摩擦が、弁護士と経済界の双方に危機感を抱かせ、司法のあり方について根本的に見直す機運を作り出したことである。この危機感の背景にあるのは一般にグローバル化(世界化)と言われる趨勢である。グローバル化は、人や物の交流が国境を超えて拡大し、その結果として、経済的にも文化的にも、世界が一つのものとなった。そう感じられたりするようになるという傾向である。こうした傾向は司法過疎地においても無縁ではない。これまで、地方社会における経済取引は、地元有力銀行や少数の有力企業を相手にしたり、その支配力のもとで行われることが多かったと考えられる。また、地方社会における社会基盤の整備や住民サービスは、地元の地方自治体の手によって集中的に行われてきたと言える。しかし、土地バブルの崩壊は、地方の経済にも大きな影響を及ぼし、地

方においてはその後の回復が特に遅れていることは周知のことである。また、地方自治体や地方の中小企業が海外の企業や自治体と直接に取引したり交流したりすることも増えている。また、ITの発達により、中央の消費者金融業や、オレオレ詐欺のような詐欺的業者が地方社会に被害を及ぼす基盤ができていく。グローバル化が進むと、文化や背景の異なる遠隔地の相手と取引したり、そうした相手との間で争いが起きたりするようになる。こうした取引を組織したり、争いを解決したりするためには、双方の利害を明確に述べ、それを権利義務として双方に分配する仕組みとしての法がますます必要になる。

第二は、一九六〇年頃から以降、司法制度とその担い手のあり方については、長い間に「制度疲労」とでも言うべきものがたまっていたという事情がある。一九六〇年代における司法改革

の失敗ないし不徹底は、裁判所・検察（法務省）・弁護士といういわゆる「法曹三者」が制度の漸進的改革のために協調していく可能性を著しく狭めた。とりわけ、弁護士増員論に対しては、一九九〇年に日弁連の執行部がその検討の必要性を認めるまでは、弁護士会は絶対反対の立場をとり続けていた。従来から、日本の弁護士数は、高度に発達した自由主義的資本主義体制をとる欧米諸国に比べて過少であると言われてきたが、その直接の原因は弁護士のなり手が少ないことではなく、それらの希望者が難しい試験のために弁護士になれないことにあつた。この結果として、法曹三者は、少数の豊かな特権階層として、「二割司法」と呼ばれる小規模司法サービスを共同で維持してきた。確かに、こうした安定的構造のもとで、日本の司法は、公害訴訟その他の公益的法を発達させることもでき、裁判官が

外部からの金銭提供に惑わされること等のない公正さもおおむね保たれたと見られている。しかし、一九九〇年代には、この法曹三者の中からさえ、若手の司法専門家の能力や識見の不足を憂える声が出始めていた。さらに、司法専門家が少数の特権的階層として裁判中心の業務に集中するパターンの結果として、大量消費社会における少額大量被害その他の新規法律問題の多くが行政的処理に委ねられたり、一九八〇年代以降欧米で再発見された裁判外紛争処理（ADR）への司法的対応が遅れる等、司法における資源と能力の不足が露呈されることとなった。公害問題の多くが地方において起こったことから理解されるように、司法過疎地もこうした新たな問題を抱えていたと推測される。犯罪、離婚等も、人口比をとれば、東京一極集中というパターンではない（注4）。特に弁護士の大都市集中の傾向が

進むと、地方においては、相対的に司法サービスが不足することになるわけである。

ドイツの社会学者ウルリヒ・ベックは、チェルノブイリ事故、環境汚染等、二〇世紀後半から生じた現代的諸災害は、(1)科学に依存するという現代社会システムの在り方から必然的に生じる危険（リスク）であり、(2)その影響が社会全体に無差別に及ぶ大規模なものであり、(3)その危険を前もって排除していくことがほとんど不可能なまでに困難なものであると指摘した（注5）。ベックは、その重要な帰結として、今日の社会は「リスク社会」とみなされると主張している。「リスク社会」とは、リスクへの対抗が、社会の基礎として重要になる社会である。社会の基礎とは、共通価値と社会構造が主である。司法サービスは、生活上のリスクに対処するという関心から重要になってくると考えられる。

3 非都市の法需要

二〇〇三年以来私は、いくつかの共同研究を通じて、日本各地の司法サービスの状況を探求している。結果はなお分析途中であるが、その結果の一部を紹介してみたい。それは、質問票を用いた二つの住民調査（A調査及びB調査）と、インタビューによる専門家への聞き取り調査（C調査）である。前二者の直接の対象者は、A調査が司法過疎地（青森県、岩手県、京都府、島根県、和歌山県、長崎県から六カ所）の住民（二〇〇四年冬実施、二〇〇七〇歳）であり、B調査が日本全国の個人（二〇〇六年春実施、二〇〇七〇歳）である。C調査の対象者は司法過疎地（沖縄県、島根県、京都府から四カ所）の実務家（弁護士、司法書士、警察、行政担当者）である（注6）。以下では、これらの調査から、都市地

域と非都市地域における法需要の質や量にどのような差があるかを検討してみたい。

C 調査（二〇〇三年夏に実施）によれば、実務家は、多重債務、ドメスティックバイオレンス等を、注目すべき事件類型としてあげることが多かった。

同じ地域であっても、消費者相談室、法律相談センター等、行政的、司法的な相談機関ごとに、寄せられる相談には違いがある。

司法過疎地は、比較的都市化していない、中小市町村の住宅地、小規模商業地、農山漁業地等の風土をもっている。多重債務、ドメスティックバイオレンスは、これらの地域で、なお都会に比べて濃厚な親族・友人等の伝統的社会的組織による相互扶助があるものの、それらの力によつては対処できないために、問題視されると考えられる。司法過疎地にも進出する大手消費者金融業、電話・ＩＴ・訪問販売業者による被害も増えている。

また、小家族化や居住形態の都市化により、伝統的家族組織が、暴力、不和、孤独等をうまく吸収できなくなっている。

表１に示すように、A 調査では、過去五年間に法律問題に直面したことがあるかを質問したところ、ありと答えた人は、回答者の一五～二八％であった。

以下の分析では、法律問題を最低一つでも経験した人を一名と数えている。法律問題経験者は、一つ以上経験している人が相当数いるため、法律問題の発生件数は、表１の数字よりも多くなる。また、ABCいずれの調査においても、企業の経験する法律問題については調査対象としていない（ただし、B 調査では、個人がその経営する事業や勤め先で経験した問題については対象としている）。

表２に示すのはB 調査の結果である。B 調査では、個別の問題領域を指定して聞くという方法をとつたが、表２に見られる

ように、居住地別で見ると、過去五年間に問題を経験した人は三〇～四〇％であった。町村はもつとも都市化していないと想定されるが、予想に反して、経験者割合は一六大都市（注７）について多かった。A 調査との経験者割合の水準が違うのは、B 調査では、法律問題を特定のカテゴリーごとに聞いたことと、A 調査が郵送方式でB 調査が訪問面接方式をとつたこと、調査時期や調査対象の違いなどによると考えられる。

経験あり、なしの頻度が居住地別に異なるかどうかを、統計的に検定（カイ２乗検定）してみると、有意（母集団たる日本全国民においても同じ傾向が見られる）と判断される（有意水準＝一％）。市町村規模により法律問題経験者の割合には確かに差があると言つてよい。しかし、それは程度の差である。いずれも三〇～四〇％の範囲にあり、都市と非都市を質的に区別

するほどの差ではないであろう。従つて、非都市部には、都市部に比べて、法律問題が著しく少ないというわけではない。司法過疎地には十分な数の法律問題がないという広く抱かれている印象は誤りであるかもしれない。

ところで表２における居住地の分類は、調査対象者の居住する自治体の規模によるものであり、対象者が生活する近隣地域の特徴を直接にとらえているものとは言えない。大都市といつても郊外もあり、中小都市でも商業が集中する都市的中心部もあるからである。そこで、もう少しきめ細かに居住環境を知ることができれば有益であろう。

このため、B 調査では、調査員が調査対象者を訪問した際に、近隣の特徴を視認して報告することにした。

表３はその結果を示している。整理のために、一六大都市と二〇万人以上の市（以下では、あわせて「都市部」と呼ぶ）と二

表1 司法過疎地における法律問題経験

地域	%	経験あり(人)	全回答者数
青森県 五所川原市	19.8	50	253
長崎県 壱岐市	14.7	42	286
岩手県 二戸市	16.8	50	298
奈良県 五條市	21.3	70	328
京都府 京丹後市(峰山地区)	25.6	97	379
沖縄県 石垣市	27.5	61	222

表2 都市規模別の法律問題経験

居住地(市町村規模)	%	経験あり(人)	全回答者数
16大都市	39.3	409	1042
20万人以上の市	34.6	471	1363
20万人未満の市	33.0	739	2242
町村	35.7	244	683

表3 近隣特性別の法律問題経験

	近隣特性	%	経験あり(人)	全回答者数
都市部	商工業地	36.8	116	315
	古くからの住宅地	37.1	458	1234
	新興住宅地	40.5	211	521
	農林漁業地	29.8	36	121
	その他	27.0	59	214
非都市部	商工業地	33.6	75	223
	古くからの住宅地	33.8	331	978
	新興住宅地	41.7	187	448
	農林漁業地	30.0	307	1023
	その他	32.8	83	253

○万人未満の市と町村(以下では、あわせて「非都市部」と呼ぶ)に分割し、調査員が報告した近隣特性との関係を示している。

表3によると、まず、都市部

では、新興住宅地住民の問題経験率が多く、また、古くからの住宅地、商工業地での問題経験率も比較的高い。これに対して、農林漁業地では、問題経験率が三〇%を切り、少ないことが読

み取れる。次に、非都市部では、新興住宅地では、都市部と同じく問題経験率が高い(四一・七%)。これに対して、商工業地、古くからの住宅地で、都市部ほど率が高くない。農林漁業地で

しろ、法律問題経験率は、近隣特性と関係する度合いが強いと推測できよう。

では、これらの地域ではどんな法律問題が生じているのだろうか。調査結果によれば、さまざまな近隣特性の間に共通の問題もあるが、興味深い違いも見られる。表4は、それを、都市部と非都市部に分け、頻度の高い順に四つの問題領域を示したものである。次の特徴が見て取れよう。

- ・ I T（販売勧誘・プライバシー等）はどの地域でも多い。
 - ・ 新興住宅地では、都市部、非都市部とも、近隣が多い。
 - ・ 古くからの住宅地では、都市部、非都市部とも、販売、近隣が多い。
 - ・ 商工業地域では、近隣、事故が多い。
- アメリカ合衆国やカナダには、地域に拠点を構えて住民の法律問題を解決する近隣司法センター（Neighborhood Justice

Centers）と呼ばれる組織があるが、日本でそれを構想するとすれば、I T問題、近隣問題、事故が主要な紛争解決サービス類型になると予想できよう。地域の法律家の組織として司法書士会は、こうした構想を積極的に考慮してほしい。

次に、これらの地域において、司法書士や弁護士が実際にはどの程度利用されているだろうかを見たい。

まず、B調査において法律問題を経験した人の総数は五三三〇人であるが、そのうち一八六三名が専門的機関（注8）に相談している。表5は、二〇カ所あげた専門的機関のうち、弁護士、司法書士の利用数と、相談先での順位を示したものである。これを見ると、相談先として最も多いのは警察（相談問題は、I Tと事故）であり、次は保険会社（相談問題は事故）であり、第三位は弁護士である。司法書士は第一位にとどまった（注

表4 経験者の多い法律問題

	近隣特性	1位	2位	3位	4位	経験者総数
都市部	商工業地	I T	近隣	事故	販売	116
	古くからの住宅地	I T	販売	近隣	事故	458
	新興住宅地	I T	近隣	事故	販売ほか	211
	農林漁業地	I T	事故	近隣	販売ほか	36
	その他	I T	販売	近隣	職場	59
非都市部	商工業地	I T	事故	近隣	販売ほか	75
	古くからの住宅地	I T	販売	近隣	事故	331
	新興住宅地	I T	近隣	販売	職場	187
	農林漁業地	I T	販売	事故	近隣	307
	その他	I T	近隣	事故	販売ほか	83

表5 相談先別相談者割合と相談者数

相談先	%	相談した人(人)	相談者数順位
警察	10.1	188	1
保険会社	4.4	82	2
弁護士	3.9	73	3
...	...	...	...
司法書士	0.8	14	11

9)。
表6は、問題種類別に、経験者中の、相談者の割合を示している。経験者中、専門的機関に相談する割合には、大きなバラエティがある。事故を経験した人は、七割弱が専門的機関に相談しているが、販売問題ではそれは一割にすぎない(注10)。

弁護士への相談は、家族親類

問題では、相談者(五二・七%)の半数近くが弁護士に相談している(二三・〇%)。事業・勤め先での仕事に関する問題では、相談する人の割合は減るが(三八・〇%)、そのうちで弁護士に相談する人は半数を超えている(二二・〇%)。これに対して、司法書士への相談は、総数が少ないことを反映して、いずれも少数である。ただ、不動産賃貸借問題では、八・八%の人が司法書士に相談し、その率は弁護士に等しい。

司法書士は弁護士に比べ、地方に手厚く分布している(注11)。表7は、弁護士に相談した人の半数以上(三八名)が都市部住民であるが、司法書士に相談した人では大多数(一一名)が非都市部の住民であることを示している。司法書士に相談した人の多数(六名)は、非都市部の古くからの住宅地の住民であることもわかる。

以上をまとめて見れば、弁護

表6 問題種類別相談者割合と弁護士・司法書士への相談者割合(%)

問題種類	経験者数	相談した人%	弁護士に相談した人%	司法書士に相談した人%
交通等事故・犯罪	212	68.4	4.2	1.4
家族・親類	74	52.7	23.0	2.7
事業・勤め先	50	38.0	22.0	—
不動産賃貸借	57	35.1	8.8	8.8
学校	48	29.2	—	—
金銭貸借	51	27.5	3.9	—
近隣	226	27.0	4.0	0.4
役所	76	23.7	2.6	—
職場	131	22.1	3.8	0.8
I T	549	20.6	0.5	0.2
病院	109	17.4	1.8	—
不動産取引	73	16.4	6.8	—
販売(含む、サービス)	195	10.3	1.5	0.5

表7 近隣特性別・法律問題の相談先（人）

近隣特性	経験者	相談者	弁護士に相談した			司法書士に相談した		
			都市部	非都市部	計	都市部	非都市部	計
商工業地	201	58	7	1	8	0	0	0
古くからの住宅地	789	223	24	16	40	1	6	7
新興住宅地	398	119	5	5	10	2	2	4
農林漁業地	343	92	1	13	14	0	2	2
その他	142	37	1	0	1	0	1	1
計	1863	529	38	35	73	3	11	14

士も司法書士も、とうてい十分なサービスを提供しているとは言えない。特に、司法書士の存在はもつと重みをもってほしい。

4 まとめ

本稿では、司法過疎が、グローバル化する社会での司法の制度疲労に由来するものであると論じた。実際、法律問題経験とその対処に関する大量調査によると、今日の社会では非都市部においても相当数の問題が経験されていることを指摘した。また、そうした問題に対処していく上で、弁護士も司法書士も十分なサービスを提供し得ていないのではないかという問題を提起した。とりわけ、調査結果から見る限りでは、司法書士の司法サービスはかなり改善の余地があると感じられる。

（注1）実際には司法過疎地で勤務経験のある元裁判官藤田耕

三委員が第一回と第四回に「司法過疎」の語を用いた。藤田氏も、まず弁護士過疎を問題としてとりあげているが、(1)弁護士過疎は、国選弁護士、破産管財人のなり手がいないという意味で裁判所としても困ること、(2)法律相談センターや公設事務所の設置のみでは解決できない問題であること、(3)弁護士人口の増加のみでは解決できない問題であること、等の重要な指摘をして、この問題を地域やその司法機能とのかかわりでとらえるという広い視点につながる指摘をしている。その後、司法制度改革審議会も、島根県浜田市での聞き取りを行うなどしたが、中間報告書、最終報告書では、弁護士のあり方ないし弁護士へのアクセス障害の問題として弁護士過疎を指摘するにとどまった。参照、司法制度審議会のサイト(<http://www.kantei.go.jp/jp/shouseido/>)。

（注2）本稿の主題たる司法過

疎については、今後の司法改革につながる論点の一つとして、弁護士過疎地対策として法律相談センターの設置を各単位弁護士会に強く促したことがあった。法律相談センターのモデルの一つになったのは、刑事弁護における改革として始まっていた当番弁護士運動であった。

（注3）法社会学の理論上、経済発展は、近代的法制の整備を要求し、またその整備によって促される。明治期の日本の近代法整備、また、近時の中国その他のアジア諸国の多くにおける法整備の動きは、その例証である。しかし、好景氣時においては訴訟の減少が見られる例がある。近代日本のように、近代司法制度と競争しうる、代替的紛争解決システムが全社会的に存在し、かつ代替的紛争解決システムがより利用しやすく有能である場合には、経済発展は、むしろ紛争回避と代替的紛争解決システムの利用へと結びつきや

すいと思われる。

(注4) 二〇〇五年の人口一〇万人あたりの犯罪(刑法犯)認知件数(犯罪率)は、全国平均が一七七六件であるのに、東京は二〇二〇件にすぎず、第一位の大阪(二八三〇件)の七割程度であり、愛知、埼玉、千葉、福岡よりも少ない(参照、警察庁ホームページ <http://www.npa.go.jp/toukei/keiji29/20061017.htm>)。二〇〇〇年の都道府県別離婚率(人口一〇〇人あたりの離婚数)は、沖縄(二・六四)が第一位であり、東京は、大阪、北海道、福岡に次いで五位である。高橋裕(神戸大学)の研究によると人口あたりの破産申立事件数や貸金請求を除く一般民事事件数も東京が一位ではない。また、B調査によると、都市部では知り合いに弁護士がいる人は司法書士と知り合いである人数を上回るが、非都市部ではそれは逆になる。

(注5) ウルリヒ・ベック『危

険社会―新しい近代への道―

法政大学出版会(一九九八)

(注6) A調査は「暮らしと法律に関する意識調査」という表題で郵送法により行い、B調査は「暮らしと法律相談についての全国調査」という表題で訪問面接法により行った。ご協力いただいた各地の住民と専門家にお礼を申しあげたい。なお、これらの調査については、次に掲げる組織・団体から助成金を受けた。文部科学省(神戸大学二世紀COEプログラム『市場化社会の法動態学』研究教育拠点)、日本学術振興会特定領域研究計画研究「市民の法使用の実態と課題―司法型、行政型、民間型ADRの使用―」課題番号15084206、日本弁護士連合会、日本学術振興会(科学研究費補助金「弁護士過疎地における法律サービス提供の構造―事例調査と質的調査を通じて―」課題番号15330004)。

(注7) 一六大都市とは札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、

東京都特別区部、横浜市、川崎市、静岡市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、広島市、北九州市、福岡市を言う。

(注8) 調査表では次の相談先について相談の有無を尋ねた。

都道府県や市区町村の法律相談、(2)都道府県や市区町村の担当部署(法律相談をのぞく)、(3)労働基準監督署・税務署・保健所など、(4)警察、(5)民生委員・人権擁護委員・保護司、(6)消費生活センター、(7)関連する業界団体や業者、(8)保険会社、(9)政党・政治家、(10)労働組合、(11)農業委員会・農業協同組合、(12)社会福祉協議会、(13)宗教団体、(14)NPO(民間非営利組織)・NGO(非政府組織)・ボランティア団体、(15)弁護士会や法律扶助協会の法律相談、(16)弁護士・弁護士事務所、(17)司法書士、(18)行政書士・税理士・社会保険労務士、(19)各種の仲裁機関(日本商事仲

裁協会、建設工事紛争審査会など)、(20)裁判所での相談

(注9) 弁護士と司法書士の双方に相談した人は七名であり、司法書士に相談した人の半数にあたる。これに対して、弁護士に相談した人のうち六六名は司法書士に相談していない。

(注10) 問題種類のうち「その他」はのぞいている。このほか、相談先不明が職場、家族・親類、事故・犯罪に各二名ある。また、回答なしが、それぞれ、販売に六、金銭に一、ITに七、職場に三、近隣に四、家族・親類に二、事故・犯罪に五、役所に二ある。

(注11) 都道府県別のデータについては、櫻村志郎「司法過疎とその対策」『法社会学』六三号(二〇〇五年)一六一―一八五頁参照